

児童相談所における教員の業務と研修

圓 入 智 仁

The Teacher's Work and Training at a Child Welfare Center

Tomohito Ennyu

(2009年11月27日受理)

1. はじめに

被虐待、非行、障がい、家庭内暴力、不登校、引きこもりなど何らかの問題を抱える子どもの相談、保護者の入院や逮捕、失踪などで家に残された子どもの相談など、児童相談所は子どもや子育てに関するありとあらゆる相談を受け付けている。児童福祉司や児童心理司などの職員が、面接やカウンセリングを行い、学校や警察などの関係機関と連携して対応にあっている。家庭から分離して保護が必要な子どもは、児童相談所に付置されている一時保護所で2カ月を目安として生活する。この間に、児童相談所が子どもの帰宅や施設入所などを決定する。

この児童相談所という福祉行政の場に、学校教員が複数年にわたって勤務している事実は、余り知られていない。昨今、福祉的援助を必要とする子どもについて学校教育と福祉行政の連携が叫ばれており、児童相談所やそこに付置されている一時保護所における教員の勤務は、その連携の1つのあり方を示している。

なお、児童相談所一時保護所で生活する多くの子どもは、学校に通うことが認められていない。登下校中に被虐待児を保護者が連れ去る可能性があり、非行児童は逃亡する可能性があるためである。学校に通えない代わりに、一時保護所では「学習の時間」が設定されている。子どもたちが自分の学習に適した問題集やプリントを解いて、保育士や児童指導員などの職員が答え合わせをすることが一般的である。一部の一時保護所では、現任教員から配置換えとなった職員が、学習指導を担当していることがわかっている¹⁾。

さて、教員が学校以外の場で長期にわたって勤務や研修することに関する調査や研究は管見の限り皆無であり、次のような研修報告が散見されるのみである。

1990年代後半以降、教員が1年程度の長期にわたって企業や首長部局で勤務する実態が以下のように報告されるようになった²⁾。

1996年度には、文部省が、教員を企業、社会教育施設、社会福祉施設などに長期間派遣する事業を開始した。209名の教員が参加し、13名程度が1年間の研修を受けた³⁾。

1998年8月、文部省は「長期社会体験研修」の進捗状況を報告する中で、研修先の例として「児童自立支援施設、児童相談所等」を挙げている⁴⁾。この後、教員の1カ月から1年程度の長期の研修は増え、2003年度には全国で「民間企業」に1,013人、「社会福祉」に231人、「社会教育」に101人、「その他」に122人が研修した⁵⁾。

本稿では一時保護所を含めた児童相談所に着目し、そこに学校の教員が勤務している実態を具体的に解明する。これまでに類似の調査研究が存在しないため、本稿ではまず、児童相談所に勤務する教員の属性を明らかにする。具体的には、これまでの勤務校の校種、主たる担当教科、主たる校務分掌、児童相談所における勤務予定年数、教職経験年数である。その後、これらの教員を各児童相談所が何人配置し、どのような業務につかせているのか、児童相談所ごとに検討する。また本稿の後半では、首長部局に位置づけられる児童相談所に異動した教員が、その役割をどのように考えているのか、いくつかの自由記述を引用する。当事者の意見を聞くことで、学校外における長期の研修の有効性を検討したい。

本稿で報告するものは、2007年度に実施した全国の児童相談所を対象とする調査結果の一部である。全国の児童相談所191カ所全てに調査票を郵送し、106カ所から回答を得た。回収率は55.5%であった。調査に当たっては、それぞれの児童相談所に何人の教職経験者がいるのか不明であったた

め、各児童相談所において配布した調査票を該当者の人数分だけ印刷してもらい、教員出身の全員が回答できるよう依頼した。

本稿で扱う、教職経験者を対象とした調査票を返送したのは58カ所であった。残りの48カ所については、教職経験者を配置していないために回答しなかったのか、教職経験者を配置してはいるが回答しなかったのかが不明である。教職経験者を対象とした調査に回答した58カ所のうち、どのような勤務形態や職種であれ、教職経験者を配置しているのは43カ所、配置していないのは15カ所であった。

児童相談所に勤務している教職経験者は、大きく3つに分けられる。第1に現役の教員であり、児童相談所において児童福祉司や、一時保護所の児童指導員あるいは学習指導員として勤務している。第2に定年で退職した教員であり、主に一時保護所で児童指導員や学習指導員として勤務している。第3に定年前に退職した教員であり、定年退職教員と同じく一時保護所で児童指導員や学習指導員として勤めている。

教職経験者を配置していると回答した43カ所のうち、現役の教員を配置しているのは27カ所、定年で退職した教員を配置しているのは9カ所、定年前に退職した教員を配置しているのは15カ所（うち、教職経験25年以上の教員を配置しているのは5カ所、教職経験12年以下の教員を配置しているのは10カ所）であった。

そこで、本稿では児童相談所に勤務する教員を現役教員、定年退職した教員と教職経験25年以上の教員、教職経験12年以下で退職した教員に分けて検討する。このように分けるのは、調査の回答者に教職経験13年以上24年以下の退職教員がみられなかったこと、児童相談所が教職経験の長い退職教員と、比較的経験年数の浅い退職教員をどのように配置しているのか検討することを目的としているためである。

2. 児童相談所における職名と任用要件

教職経験者が児童相談所に勤務する場合、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、学習指導員などの職名を持つ。これらは任用資格であり、学習指導員以外は任用の要件が定められている。そこで本論に入る前に、これらの職種の職務内容と任用要件について検討する。なお、児童福祉司や児童心理司、児童指導員の職務は、厚生労働省による『児童相談所運営指針』（以下、『運営指針』）に記載されている⁶⁾。以下で『運営指針』を引用するときは、カギ

括弧をつけている。

(1) 児童福祉司

児童福祉司は『運営指針』によると、「担当区域内の子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること」、「必要な調査、社会診断を行うこと」、「子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと」、そして「子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと」を業務とする。児童福祉司の資格要件は、「学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学、若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの」とある（児童福祉法第13条第2項第2号）⁷⁾。教員養成系の大学を卒業して教員となった者は問題ないが、例えば法学部や理学部を卒業した者は、この要件に該当しない。2005年4月に施行された改正児童福祉法により、相談業務に当たったことのない教員が、児童相談所に勤務してすぐ児童福祉司を名乗ることはできなくなった。

今回の調査で職名を「その他」（具体的には「相談担当」や「相談員」）と回答したのは、いずれも児童相談所勤務が1年目の教員であった。児童福祉法に則り、児童相談所勤務1年目に「相談員」となり、2年目以降に児童福祉司の肩書きを持つのである。

(2) 児童心理司

児童心理司はかつて「心理判定員」と呼ばれていた。『運営指針』によると、「子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行うこと」と、「子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと」を業務とする。児童心理司も、児童福祉司の資格要件を満たさなければならない（児童福祉法第12条の3第4項と第5項）。

(3) 児童指導員

『運営指針』によると、児童指導員の業務は「一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること」と、「児童福祉司や児童心理司等と連携して子どもや保護者等への指導を行うこと」である。児童指導員について、『運営指針』は資格要

件を明記していない。そこで、一時保護所が施設や設備に関して準拠する児童養護施設の最低基準から把握したい。児童養護施設における児童指導員の資格要件として、「学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの」（児童福祉施設最低基準第43条第7号）という規定がある。

(4) 学習指導員

学習指導員の業務は『運営指針』に記されていない。配置しているいくつかの一時保護所では、児童指導員の職務中、学習指導に関する業務に特化していることが多いようである。

(5) 相談員

『運営指針』において、相談員の職務は「子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること」、「児童福祉司と協力し、調査、社会診断を行うこと」、そして「子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導を行うこと」とある。児童福祉司を補佐する業務であると言えよう。

3. 現役の小学校・中学校・高等学校教員

回答のあった児童相談所のうち、27カ所で計47人の現役の教員が勤務している。

(1) 児童相談所における職名

現任教員の児童相談所における職名は、表1の通りである。児童相談所勤務1年目の13人が職名を児童福祉司と回答しているが、既に述べた通り児童福祉法上は1年以上の福祉相談業務経験が必要である。

教員としての専門性を発揮できる学習指導員は少なく、児童福祉司や児童指導員として福祉の専門職員の役割を期待される場合が多い。

表1 現任教員の児童相談所での職名

職名	人数
児童福祉司	30人(22カ所)
児童心理司	1人(1カ所)
児童指導員	10人(6カ所)
学習指導員	3人(2カ所)
管理職(主幹)	1人(1カ所)
相談担当	1人(1カ所)
相談員	1人(1カ所)

(2) 直前の職場

現任教員47人のうち、児童相談所に来る直前に学校で勤務していたのは43人で、いずれも教諭であった。その内訳は、表2の通りである。なお、教育委員会や児童自立支援施設に勤務していた教員の採用校種は不明である。

表2 現任教員の直前の職場

職場	人数
小学校	15人(うち、特別支援学校(養護)小学部1人)
中学校	22人(うち、特別支援学校中学部1人)
高等学校	6人(うち、特別支援学校(養護)高等部3人)
教育委員会(教育事務所を含む)	2人(それぞれの職名は、指導主事と係長級)
児童自立支援施設	2人(それぞれの職名は、主任主事と係長級)

(3) これまでの勤務校における主たる担当教科

これまでの主たる担当教科について尋ねた。直前の職場が小学校と回答した15人のうち、14人が「全教科」と回答し、1人が「理科」と回答した。中学校と回答した22人うち、国語・数学・外国語の3教科を選んだ1人以外は1つの教科を選択しており、国語1人、数学4人、理科1人、社会2人、外国語3人、保健体育6人、家庭科1人、美術1人、音楽1人、その他(技術科)1人であった。高等学校と回答した6人のうち、国語、理科、社会、音楽がそれぞれ1人であり、特別支援学校に勤めていた3人のうち2人が「生単、作業」や「作業学習」と回答していた。「生単」とは生活単元学習のことであろう。教育委員会や児童自立支援施設に勤めていた4人は、国語1人、社会2人、保健体育1人であった。児童相談所に勤めている中学校や高等学校の教諭について、これまでに担当した教科に特に偏りはないようである。

(4) これまでの勤務校における主たる校務分掌

これまでの主たる校務分掌について、複数回答を可能として答えてもらった。その結果は、表3の通りである。

「その他」の内訳としては、「学年主任」が2人いたほか、「体育主任」、「研修主任」、「校内職員研修」、「研究部長」、「特別支援コーディネーター」、「教育相談・特別支援教育」、「教育相談」、「式典以外の学校行事・避難訓練・安全」、「文化」、「なし」がそれぞれ1人であった。過半数になっているのは生

徒指導・生活指導である。生徒指導・生活指導を担当してきた教員が、その経験を生かすため、あるいは研修のために児童相談所に勤務していると考えられる。

表3 現任教員の主たる校務分掌

校務分掌	人数
総務・庶務	3人 (6.4%)
教務	13人 (27.7%)
生徒指導 生活指導	27人 (57.4%)
生徒会指導 児童会指導	15人 (31.9%)
進路指導	7人 (1.5%)
保健	0人 (0.0%)
図書	3人 (6.4%)
人権教育 同和教育	6人 (12.8%)
情報システム	1人 (2.1%)
その他	12人 (25.5%)

(複数回答可)

(5) 児童相談所における勤務予定年数

児童相談所での勤務予定年数としては、未回答が2人、無効の回答が2人であり、有効回答は43人であった。勤務予定を「1年」と回答したのは3カ所で計4人、「4～5年」が1人、「5年」が1人、「3～6年」が1人、「2～6年」と「最高6年」

と回答したのはそれぞれ、同じ児童相談所に勤める2人であった。その他の34人の回答は2年、3年、4年のいずれか、あるいはその間であった。児童相談所での1年限りの勤務は稀であり、2年以上、長い場合には5年から6年の勤務もありえるようである。

(6) 児童相談所で勤務するまでの教職経験年数

現役の教員が児童相談所で勤務するまでの間、講師、教諭、教育委員会(教育事務所)勤務、首長部局勤務、管理職を合算して、何年の学校教育現場や教育行政の勤務経験年数があるのか尋ねた。「1年」との回答が1人あった。次いで9年(1人)、最長で27年(3人)であった(図参照)。概ね、16年から24年に集中しており、平均で19.5年であった。大学を卒業して20代前半から講師や教諭として学校に勤め始めたとして、40歳代の数年間を、児童相談所で勤務する教員が多いことになる。

(7) 多人数の現任教員の配置事例

関東地方のA児童相談所には、回答のあった児童相談所で最多の5人の現任教員が勤務している。3人が児童福祉司、2人が児童指導員である。前職と主たる担当教科は小学校2人、中学校2人(数学と保健体育)、教育委員会1人(社会)である。勤務予定は3～4年で、在職経験12～22年の教員である。

九州地方のB児童相談所には、4人の現任教員が児童福祉司として勤めている。前職と主たる担当教

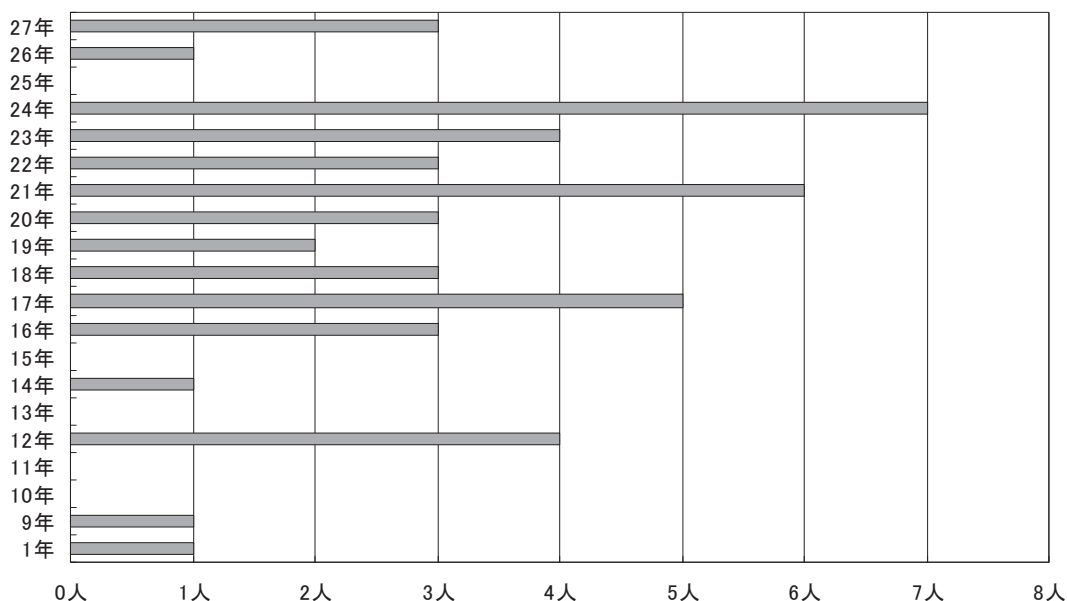


図 児童相談所に配属されるまでの教職経験年数

科は小学校2人、中学校1人（技術）、高等学校1人（理科）である⁸⁾。勤務予定は3～4年で、在職経験17～24年の教員である。

3人の現役教員を配置しているのは、東海地方のC児童相談所と中国地方のD児童相談所である。C児童相談所には特別支援学校高等部で生活単元学習や作業学習を担当していた教員が2名、勤務している。もう1人の現役教員は小学校からの異動である。これら現役教員3人のうち、2人が児童福祉司、1人が管理職（主幹）である。勤務予定は3年、在職経験は16～26年である。D児童相談所の現役教員はいずれも中学校の教員（社会2人、外国語1人）である。社会の教員2名は児童福祉司、外国語の教員は児童指導員である。勤務予定は3年で、在職経験19～21年である。

この他、9カ所の児童相談所が2名の現役教員を配置している⁹⁾。

（8）現役教員の児童心理司・児童指導員・学習指導員としての配置事例

関東地方のE児童相談所で勤務する現役教員2人のうち、1人は児童心理司である。この教員は中学校からの異動で勤続16年、主に国語を担当していた。教員が児童心理司を務めていると回答したのは、この児童相談所のみであった。

関東地方のF児童相談所には高等学校から2名の教員が異動しており、2名とも児童指導員として一時保護所で勤務している。教職経験が20年と24年の教員で、3年間の勤務予定である。

九州地方のG児童相談所とH児童相談所はそれぞれ2名の教員（いずれも中学校からの異動）が、児童指導員を務めている。G児童相談所には、勤続21年の数学の教員と勤続22年の家庭科の教員が、H児童相談所には勤続9年の外国語の教員と勤続12年の保健体育の教員が勤務している。

東海地方のI児童相談所の現役教員2人のうち1人（小学校からの異動で勤続23年）と、四国地方のJ児童相談所の教員2人（特別支援学校高等部（音楽）からの異動で勤続22年と、小学校からの異動で勤続27年）が、学習指導員として勤務している。

4. 定年退職教員と教職経験25年以上の定年前退職教員

回答のあった児童相談所のうち、9カ所で計21人の定年退職教員が勤務している。さらに5カ所で計6人の教職経験を25年以上の定年前退職教員が

勤務している。重複を勘案すると、13カ所で27人の、教職経験25年以上の退職教員が勤務していることになる。

（1）児童相談所における職名

児童相談所における職名は未記入の1人を除いて、表4の通りとなった。その他の内訳は、「保護指導員」、「指導嘱託員」、「学習指導支援員」、「児童自立支援相談員」、「非常勤嘱託電話相談員」、「生活指導員」である。非常勤職員であるため児童福祉司や児童心理司として働くことはできないが、電話相談を担当し、あるいは一時保護所で子どもの生活や学習の指導をしているようである。

表4 定年退職教員と教職経験25年以上の退職教員の児童相談所での職名

職名	人数
児童指導員	7人（3カ所）
学習指導員	6人（6カ所）
その他	13人（5カ所）

（2）直前の職場

27人の退職教員が児童相談所に来る直前の職場は、表5の通りである。多くの退職教員は、退職後すぐ、あるいはしばらく無職の期間があったとしても、他の職場を経ずに児童相談所での勤務を始めたようである。

表5 定年退職教員と教職経験25年以上の退職教員の直前の職場

職場	人数	人数と肩書きの内訳
小学校	15人	教諭8人、図書館嘱託1人、教頭1人、校長4人、県教育庁教育事務所社会教育指導員1人
中学校	8人	教諭4人、教頭3人、校長1人
高等学校	1人	教頭1人
その他	3人	「知的障害者更生施設嘱託員」1人、「児童養護施設・子育て支援サポーター、フリーター」1人、「県社会福祉協議会嘱託」1人

（3）現役時代の主たる担当教科

現役の教員として勤務していた時に担当していた教科について、小学校に勤務していたと回答した、あるいは担当教科を「全教科」として小学校に勤務していたことを示す回答をした15人の内、10人が「全教科」と回答し、残りの5人はそれぞれ、国語、社会、理科、外国語、美術と回答した。教員と

して中学校、高等学校に勤めていたとの回答や、採用校種が不明の回答では、国語3人（うち、高校1人）、数学1人、数学・保健体育1人、理科2人、社会・保健体育2人、技術1人、家庭科1人であった。現役教員と同様、特定の教科の教員が多いとは言えない。

(4) 現役時代の主たる校務分掌

現役の教員として勤務していたときに担当していた校務分掌について、複数回答を可能として尋ねた。その結果は、表6の通りである。現役教員と同様に、生徒指導・生活指導を主な校務分掌する回答が目立つ。子どもの普段の生活に目を配る必要のある分掌を経験した教員が、退職後に児童相談所に勤務する傾向があるといえる。現役教員の結果と比べて教務の割合が高いが、その説明は、調査結果からは困難である。

表6 定年退職教員と教職経験25年以上の退職教員の主たる校務分掌

校務分掌	人数
総務・庶務	3人 (14.3%)
教務	14人 (66.7%)
生徒指導 生活指導	16人 (76.2%)
生徒会指導 児童会指導	6人 (28.6%)
進路指導	4人 (19.0%)
保健	4人 (19.0%)
図書	3人 (14.3%)
人権教育 同和教育	6人 (28.6%)
情報システム	0人 (0.0%)
その他	3人 (14.3%)

(複数回答可)

(5) 児童相談所で勤務するまでの教職経験年数

定年退職教員の場合は、38年間の勤務が多く、おおむね36年から42年の教職経験である。本項で扱っている定年前の退職教員の中には、教職経験35年や36年の教員もおり、定年直前での退職であることが伺える。加えて、教職経験32年、30年、29年、25年の退職教員も本項に含めている。

(6) 教職経験25年以上の退職教員の配置事例

北海道地方のK児童相談所には、8人の定年退職教員が勤務している。職名は、未記入のため不明の1人を除いて、4人が児童指導員、3人が「保護指

導員」である。前職は小学校教諭5名、中学校教諭3名であり、勤務予定は2～5年である。

中国地方のL児童相談所にも5人の定年退職教員が勤務している。この5人は「児童立支援相談員」などとして、主に電話相談に当たっているようである。K児童相談所に配置されている退職教員はいずれも教諭で退職したようであるが、このL児童相談所に勤めている退職教員で、前職が中学校と回答した3人の内、教頭が2人、校長が1人であった。前職が児童養護施設や県社会福祉協議会であるとの回答も見られる。L児童相談所での定年退職教員の勤務予定期間は未記入の1人を除いて5年が2人、10年が2人となっている。5年任期の更新制を採用しているのであろう。L児童相談所にはもう1人、8年間の教職経験者も児童指導員として非常勤で勤務している。

甲信越地方のM児童相談所では、1人の定年退職教員と、2人の定年前退職教員（教職25年と35年）が勤務している。いずれも「指導嘱託員」との職名だが、具体的な職務内容は不明である。前職は小学校教頭1人、高等学校教頭1人、知的障害者更生施設嘱託1人である。

九州地方のN児童相談所にも、2名の定年退職教員が児童指導員として勤務している。前職は小学校校長1人、県教育庁教育事務所社会教育指導員（原籍は小学校）1人である。

上記以外の7カ所で定年退職教員あるいは教職経験25年以上で退職した教員が1人ずつ、学習指導員ないし「学習指導支援員」として配置されている。さらに別の2カ所でも、同様の教職経験者が1人ずつ、児童指導員や「生活指導員」として勤務している。

定年退職教員や定年前でも教職経験25年以上という経験豊富な教員が児童相談所で電話相談を受け付け、あるいは一時保護所の子どもたちの生活や学習の指導をすることは、教員の経験を活かすという点で有効な取り組みであると考えられる。

5. 教職経験12年以下の定年前退職教員

教職経験が12年以下の教員退職者を受け入れている児童相談所もいくつかある。該当するのは、10カ所の児童相談所で勤務する計11人である。10年前後で教諭を退職した、あるいは非常勤講師を経験した教員であろう。後者には、教員採用試験の合格を目指している人も含まれる。

(1) 児童相談所における職名

児童相談所における職名は、表7の通りである。「生活指導員」や「心理カウンセラー」が、児童福祉司や児童心理司の補助的な仕事であるのか、電話相談を受け付けているのかといった詳細な職務内容について、本調査では明らかにすることができなかった。

表7 教職経験12年以下の退職教員の児童相談所での職名

職名	人数
児童指導員	4人(3カ所)
学習指導員	5人(5カ所)
「生活指導員」	1人(1カ所)
「心理カウンセラー」	1人(1カ所)

(2) 直前の職場

本項に該当する教職経験者の直前の職場は、多岐にわたっている。小学校や高等学校の教諭、中学校の非常勤講師、小学校の「学校教育活動支援員」や「特別指導員」、児童自立支援施設内の「学科担当」、県の体育施設の「スタッフ」、学習塾の「講師」や「塾長」である。いずれの場合でも、常勤であれ非常勤であれ、学校の教壇に立った経験を有していることは、過去に担当した校務分掌への回答から判断できる。

(3) 教職12年以下の退職教員を配置している特徴的な児童相談所

東北地方のO児童相談所には、前職が県の体育施設の「スタッフ」と小学校の「特別指導員」だった、それぞれ教職経験1年と2年の教職経験者が児童指導員として勤務している。教職経験の浅い職員は、年齢も若いと考えられ、非常勤を含めた児童相談所の職員の中でも、子どもに年齢が近い存在となっていると想像できる。児童相談所での相談業務には、長年の教職経験が活かされる場面も多くあるが、一時保護所では、子どもに年齢が近いからこそ、活躍できる場面もある。O児童相談所の事例は、そのことを示しているように思える。

教職経験が2年で、前職が中学校の非常勤講師であった教職経験者が勤務している児童相談所がさらに1カ所ある。25年以上の教職経験者だけではなく、結婚や出産などで退職したとも考えられる教員経験者、あるいはこれから教員を目指そうとしている人、塾講師も経験した人など、多様な人材がいくつかの児童相談所で勤務している。

6. 教員が児童相談所に勤務することについての意見

教員が児童相談所に勤務することについて、教員(経験者)はどのように考えているのか尋ねた。自由記述での回答を求めており、以下では回答の一部を原文のまま引用する。

(1) 現任教員

現役の教員からは、児童相談所と学校の連携に役立つ、教員としての自身の研修となる、一時保護所の学習を保障する際に教員が役割を果たすといった記述がみられた。以下、具体的に見ていきたい。

①児童相談所と学校の連携に役立つ

- ・子どもにとって教育と福祉は重要な部分を担っている。人事交流を促進することで相互理解が生まれ、子どもの権利擁護につながっていくと思われる。
- ・学校教育における課題(非行児・不登校児・障害児等)について教育、行政、地域の三者の連携及び協力体制の重要性を感じた。子どもと取り巻く家庭環境や地域環境を十分に踏まえ、保護者への日常生活のあり方やその対処法等を啓発し、理解を促す。

学校の教員が児童相談所に勤務することで、互いの業務や役割を理解できるようになり、協力体制の基礎となる。学校教育において、教員が直面する子どもの課題に、行政や地域との連携で対応することの重要性を感じるという意見もあった。

②教員としての研修となる

- ・学校の中では知りえない状況(家庭状況、児相の状況、虐待の状況)などを学べる
- ・子供の置かれた状況や心情を深く考えられるようになり教育現場にもどったらいかしていける。
- ・学校現場と児童相談所という立場の違う職場で①生徒の姿を見ることができたところ。②職員の考え方の違いを知ることができたところが参考になると感じている。
- ・CW(ケースワークのこと-引用者)の手法を学ぶことは学校教育における生徒指導に活かせると感ずるし、学校と児相との壁を取り除くには有効だと思う。(とたく学校は独自で問題解決したがる傾向が強い)

児童相談所に勤務することで、学校外での子どもの状況や家庭への支援を学べるという意見である。そのことを学校教育に活かすことができるのである。

③一時保護所の学習を保障する

・一時保護児童の学習権が十分に保障されていない中で、教育と福祉の分野をつなぐ重要な職務だと感じている。(できるだけ多くの小中学校の教員が学習指導員として派遣されることが望ましい)

学校の教員が一時保護所で子どもに学習指導することの重要性を述べた意見である。学校に通うことのできない子どもの学習を教員が担当することは、意義あることである。

肯定的な意見の一方で、教員と児童相談所の職員「専門性」の違いに、とまどう意見も見られた。

・相談内容は多岐にわたり、発達などの専門的な知識が必要であり、教職経験だけでは難しいと感じています。
・専門性は生かせる。ただし、教科ではなく、子ども相手の仕事として。

(2) 25年以上の教職経験者

教職経験25年以上の教員の意見としては、自らの教職経験を活かすことができる、学校と児童相談所の連携を図るべき、学校教員の研修として児童相談所勤務を経験させるべきなどがあった。それぞれ、以下のような記述である。

・教員の経験を活かすことが出来、働くことができる。
・相談者に学問的かつ現場経験から得た知見を助言として示唆しやすい。
・保護者、子ども、地域との絆の中で、幅広い人間関係を経験し、相談員に適している。
・退職して嘱託として勤務するより、現職中に10年次20年次研修として長期間勤務できれば学校での児童理解も深まるように思う。
・教員は児相についてほとんど知っていないので、もっと連携を密にして指導に当たったらどうか。
・様々な境遇の子どもがいることを現場教員は知らない。現職教員の児相での研修を奨励したい。子どもに接し、指導する心構えが違ってくる。

このように、定年退職あるいは定年退職近くまで教員として勤務した経験が児童相談所で発揮できるという意見と10年次研修など教員が受ける研修の一環として児童相談所に勤務することを提案する意見があった。

(3) 12年以下の教職経験者

教職経験の比較的浅い、12年以下の教職経験者は、どのように考えているのだろうか。教員が児童相談所に勤務することを肯定的に捉える意見、あるいは教員採用試験の受験にとって有益であるという、次のような記述があった。

・学習指導において、教員は学習を教えるスペシャリストでなければならないと思っています。そう考えると保護されている児童の学力を少しでも意欲的に高める為には、教員が相談所で勤務することは非常に意義のあることだと思います。また、外から見て初めて見える学校のあり方も、感じるができると思います。
・現在、教員採用試験に挑戦していますが、とても良い勉強になるし、糧としたい。

7. まとめ

幼稚園を含め、学校の教員になるためには、高等教育機関において教職課程を履修しなければならない。しかし、その教職課程では児童福祉や社会福祉に関する授業は組み込まれていない。昨今、特に児童虐待の早期発見と適切な対応が学校教育現場にも求められている。虐待を受けた子どもや、その保護者にどのように接するのか、また、児童相談所や福祉事務所など、福祉に関する機関やその専門職と連携をとる必要が出てきても、どの機関や職種がどのような役割を果たしているのか、ほとんど教えられていないのである。

その結果、校内で虐待を受けたと思われる子どもを発見しても、福祉機関に相談せず、校内で解決しようとし、対応が困難になって初めて、児童相談所や市区役所・町村役場の福祉担当に相談する事態となる。学校と児童相談所や役所が連携して早期から対応すれば、違う対応ができていたのにと、福祉の関係者は悔やむことになる。自由記述に述べられているように、教員が児童相談所に勤務することは、学校と児童相談所の相互理解を図り、さらに学校教員が福祉の知識や技術を身につける意味で、有効である考えられる。

本稿のように、現役の小学校、中学校、高等学校の教員が児童相談所で児童福祉司として勤務することで、子どもと親の関係の調整、施設との連絡調整、警察や家庭裁判所と連絡調整など、福祉の立場から子どもと家庭への支援を経験できる。学校だけで問題を解決しようとする姿勢から、児童相談所を含めた関係機関と協力体制をとって、問題の解決に取り組もうとする姿勢が期待できる。

児童指導員や学習指導員などとして児童相談所一時保護所に勤務することで、子どもの普段の生活の様子を知ることができる。教えるという学校教育現場の立場から、普段の日々の生活を支えるという立場で子どもに接することができる。子どもの生活を支える児童福祉の現場に教員が勤めることは、教員が学校で子どもや保護者への関わる際に、何らかの影響を与えることが期待できる。

本調査の結果から、学校教員が児童相談所の現場に配置されるのは、2年から4年の間が多いことが明らかになった。また、児童相談所で勤務する教員の主たる担当教科に偏りは無いものの、校務分掌としては生徒指導・生活指導が多かった。学校として児童相談所や警察など関係機関と連携をとることになる生徒指導・生活指導の教員が、児童相談所の立場で学校と連携をとることで、児童相談所としての考え方を学ぶことができ、相互理解や連携に役立つものと考えられる。一部で実施しているように、高等学校教諭が児童相談所に勤務することも、児童相談所が対象としている18歳未満の子どもへの支援という観点から有意義であろう。その一方で、幼稚園教諭の児童相談所への配置が確認できなかった。幼稚園教諭は保育士資格も持っていることが多く、一時保護所での勤務も含めて、検討する価値はあると思われる。

児童相談所一時保護所が、長年の教職経験を持つ退職者や、何らかの理由で教員を退職した教職経験者、そしてこれから教員になろうと考えている者にとって、自らの経験を活かし、また子どもの学習を支援する場となっていることも明らかになった。これから教員になろうとする者が、児童相談所で非常勤職員として勤務した経験を積んでいる事例も確認できた。児童相談所としては、このような非常勤の教職経験者の職員が、児童相談所一時保護所での出来事を外に漏らさないようにすること、あるいは非常勤職員の心理的なケアの体制を整えなければならない。

本稿に続いて、各教育委員会として児童相談所に教員を派遣する制度や、教員の選び方などについて具体的な事例を検討したい。このような教育委員会

と福祉部局の関係に関する制度の解明を進め、児童相談所に教員が勤務することが広がり、全国で教育と福祉の連携が発展することに貢献したいと考えている。

本稿は、平成17～19年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究」（主任研究者奥山真紀子）の分担研究「要保護児童の一時保護に関する研究」（分担研究者安部計彦）による研究成果の一部である。

1) 圓入智仁「児童相談所一時保護所における学習権保障の問題」『日本社会教育学会紀要』No.41、2005年6月、1-10頁。圓入智仁「児童相談所一時保護所における学習の実態」『季刊教育法』第152号、2007年3月、94-105頁。圓入智仁「児童相談所一時保護所における学習のあり方に関する職員の意識」『季刊教育法』第159号、2008年12月、94-103頁。

2) 1993年度、1年以上2年以内の期間で「民間企業等」で研修した教員は4人、大学や企業、研修機関、海外派遣以外の「その他」で研修した教員は19人であった（教職員課「初任者研修に続く教員研修の体系的整備について」文部省『教育委員会月報』第46巻第8号、1994年11月、21-31頁）。

1994年度、1年以上2年以内の期間で「民間企業等」で研修した教員は9人、「社会教育施設」や「社会福祉施設」での研修は0人であった（教職員課「教員の長期派遣研修について」文部省『教育委員会月報』第47巻第11号、1996年1月、33-37頁）。

研修期間が1カ月から1年以内のものを含めると、「民間企業等」で研修した人数は1993年で91人、1994年で79人である。同様に1993年の「その他」は61人、1994年の「社会教育施設」は1人、「社会福祉施設」は9人である。

3) 教職員課「教員の長期社会体験研修について」文部省『教育委員会月報』第48巻第11号、1997年1月、34-38頁。文部省は千葉県、神奈川県、静岡県、大阪府、和歌山県、香川県、鹿児島県、北九州市に調査研究を委嘱している。1年間の研修を受けた人数を「13名程度」としたのは、引用元に「7名が前期と後期で研修先が変わる」とあり、前期と後期を足せば1年になるのか不明だからである。

4) 教職員課「長期社会体験研修について」文部省『教育委員会月報』第50巻第5号、1998年8月、44-46頁。

5) 教職員課「教員研修の充実に向けて」文部科学省『教育委員会月報』第57巻第4号、2005年7月、5-32頁。

6) 第2章「児童相談所の組織と職員」第4節「各職員の職務内容」。

7) 「施設」とは社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条、精神保健福祉士法施行規則第2条に挙げられる施設などを指す。児童に関する施設としては児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターが該当する。

8) 他に高等学校教員が配置されているのは、児童相談所／現任教員数／高等学校教員数(教科)の順で以下の通り。C児童相談所／3人／2人(2人とも特別支援学校高等部からの異動、生活単元学習や作業学習)、F児童相談所／2人／2人(国語と社会)、J児童相談所／2人／1人(特別支援学校高等部からの異動、音楽)である。特に高等学校の教員だけを配置する所や、特別支援学校高等部から異動させる所があることが確認できる。

9) 今回の調査では2006年度の各児童相談所における児童福祉司の人数も明らかになっている。そこで、全児童福祉司の人数に占める教員出身者の割合を検討したい。

A児童相談所は児童福祉司の人数が不明のため算出できず、B児童相談所では児童福祉司23人中教員が4人(17.4%)、C児童相談所では9人中2人(22.2%)、D児童相談所では16人中2人(12.5%)である。本項では取り上げなかったもう1カ所の児童相談所では、12人中2人(16.7%)である。教員出身の児童福祉司を1人配置している児童相談所は17カ所ある。これら17カ所の児童相談所それぞれの全児童福祉司の人数は、不明の1カ所を除いて、3人(2カ所)、4人・6人・7人・8人・10人・11人(各1カ所)、12人(2カ所)、13人(1カ所)、14人・17人(2カ所)、20人(1カ所)となっている。

各児童相談所において、児童福祉司に占める教員の割合は、最大で33.3%(3人中1人)、次いで25.0%(4人中1人)、22.2%(9人中2人)である。